

■ 株式会社ケイアイティーサービス 互助会規程 / 入会申込書

(目的)

第1条 本規程は、会員間相互の互助のため第二条に定める項目に対する費用の補助を目的として設立された株式会社ケイアイティーサービス互助会(以下本会とする)についての規則及び入会について定めるものとする。

(補助項目及び金額)

第二条 本会は、会員から納付された会費から、各会員に対し、以下の項目に関して、第四条に従って補助金を支払う。

1 業務災害総合保険料

業務従事中に従業員等に万が一の事故があった場合等の補償についての保険

保険名	業務災害総合保険	
保険金額	死亡補償保険金	500万円
	後遺障害補償保険金	20～500万円
	入院補償保険金(日額)	1,000円
	手術補償保険金	入院補償保険金日額の入院中10倍/入院外5倍
	医療費用補償保険金	100万円
	疾病入院医療保険金(日額)	1,000円
	疾病入院医療費用保険金	50万円

2 費用補助

- 1 業務中における物品破損及び第三者に対する損害の費用補填及び業務中傷害の見舞金
- 2 その他前各号に準じる要件となった場合

(納付金額)

第三条 本会の経費は、互助会の会計内において処理されるものとする。

又、互助会の会費として、本会員は勤務一回につき、150円/日を上限として納めるものとする。

但し、如何なる事由がある場合も、一旦納付した会費は返却しないものとする。

(支払手続及び支払金額等支払条件)

第四条

- 1 第二条2項①の業務中傷害の見舞金の支払いは本会に必要な書類を提出申請した後、本会の承認のもと遅滞なく会員の指定する銀行口座に支払う。なお、振込手数料は本会の負担とする。
- 2 支払金額は第二条1項の表に記載の額を限度とし支払うものとする。ただし、業務災害総合保険契約外に関してはその限りではない。
- 3 支払条件は本会会員及び業務中の事故の場合とする。

(所在地)

第五条 本会の事務所は株式会社ケイアイティーサービス本社内におく。

(委員)

第六条

本会には以下の4名の運営委員を置く。

- 1 委員長 1名 管理 1名 会計 1名 従業員代表 1名
- 2 委員の任期は一年間とする。但し、留任は妨げない。

(委員長)

第七条 委員長の選任は委員の中から互選する。

(資格条件)

第八条

本会の入会及び会員資格規定については以下の通りとする。

- 1 本会への入会資格は、株式会社ケイアイティーサービスにおいての在職中のものに限る。
- 2 本会会員の資格有効期限は、初回勤務日から退職日または最終勤務終了後からの30日間とする。本会会員資格失効後、本会を利用する場合の費用については、自己負担とする。

(その他)

第九条 前各条に規定した以外のことについては、必要に応じ協議の上対応するものとする。

本会委員は、毎月一回、会費の目的・使用金額について、会計報告書を委員会に報告・提出するものとする。

(規定の変更)

第十条

本規定の変更は委員会の議決により行うこととする。尚、委員会は委員の過半数の参加をもって有効とし総出席者の3分の2以上の同意をもって変更することが出来る。

附則

この規定は2024年10月21日最終改正。

■入会申込書

株式会社ケイアイティーサービス互助会 御中

私は株式会社ケイアイティーサービス互助会に入会することを承諾いたします。

また一勤務につき一日一回150円を互助会費として納めることを承諾いたします。

年 月 日 氏名

印

互助会支払規則

第1条(目的)

本規則は、株式会社ケイアイティーサービス互助会(以下、本会という)の本会会員への補助における支払い手続きおよび支払条件を定めることを目的とする。

第2条(適用範囲)

本規則は、本会会員が業務従事中に従業員等に万が一の事故があった場合等の補償における支払いに適用される。

特別な契約により、本規則の一部条項が適用されない場合、当該契約の条件が優先されるものとする。

第3条(支払い方法)

本会は、原則として、支払いは本会会員が指定した銀行口座に対して振込によって行うものとする。

支払い先の銀行口座の変更がある場合、本会会員は遅滞なく書面で本会に通知しなければならない。

第4条(支払金額)

支払い金額は、株式会社ケイアイティーサービスが契約している業務災害総合保険の契約内容に準ずる金額とする。

業務災害総合保険の契約適用外の費用については、支払い金額に含まれないものとする。

第5条(支払手続き)

本会会員は、本会が指定する書類を提出しなければならない。

- 1 事故報告書
- 2 領収書
- 3 診断書 ※10万円を超えた場合

本会は、提出書類の内容を確認後、承認した場合、遅滞なく支払いを実行する。なお、提出書類に不備がある場合、支払いが留保される場合がある。

第6条(支払い期限)

支払い期限は、以下の基準に従うものとする。

提出書類到着日から起算して30日以内

(附則)

本規則は、2024年10月21日から制定施行する。